



平成 20 年 1 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 テクノシステムズ
代表社名 代表取締役 林 正幸
(コード番号・2456)
問合せ先
役職・氏名 取締役 谷口 光
電話 046-278-3650

定款の一部変更のお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について平成 20 年 2 月 8 日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成 19 年 12 月 26 日にお知らせいたしましたとおり、臨時株主総会は、当初、2 月 6 日開催を予定しておりましたが、2 月 8 日開催に変更いたしました。

記

1. 変更の理由

取締役員数の変更及び監査役会設置に伴い変更するものであります。

2. 変更の内容

現定款	変更案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 17 条 当社の役員は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条 (省略)</p> <p>第 5 章 監査役 (新設)</p> <p>(員数) 第 27 条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 28 条 (省略)</p> <p>(任期) 第 29 条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 17 条 当社の取締役は <u>10</u>名以内とする。</p> <p>第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役会 <u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第 27 条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数) 第 28 条 当社の監査役は、<u>3</u>名以上 <u>5</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>

現定款	変更案
(新設)	<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 34 条 監査役会における議事の経過及びその結果並びにその他法務省令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
(報酬等) 第 30 条 (省略)	(報酬等) 第 36 条 (現行どおり)
第 6 章 計算 (事業年度) 第 31 条 (省略)	第 6 章 計算 (事業年度) 第 37 条 (現行どおり)
(余剰金の配当の基準日) 第 32 条 (省略)	(余剰金の配当の基準日) 第 38 条 (現行どおり)
(中間配当) 第 33 条 (省略)	(中間配当) 第 39 条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第 34 条 (省略)	(配当金の除斥期間) 第 40 条 (現行どおり)
第 7 章 情報 (情報開示) 第 35 条 (省略)	第 7 章 情報 (情報開示) 第 41 条 (現行どおり)

以上